

平成29年 3月22日
28中経理第1998号
改正 平成31年 4月 1日
改正 令和 2年 4月 1日
改正 令和 6年11月 1日

公共工事代金債権信託制度に係る債権譲渡の承諾に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、中野区（以下、「区」という。）が発注する工事の施工を請け負う中小企業等に新たな資金調達の道を開くため、受注者が保有する工事代金債権を金融機関に譲渡することに関し、区が工事請負契約約款第5条第1項ただし書の規定に基づき工事代金債権の譲渡（以下、「債権譲渡」という。）の承諾をする際に必要な手続を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 区が債権譲渡を承諾する工事は、次のいずれにも該当する工事とする。

- (1) 請負金額（債権譲渡の承諾の申請時において、契約変更により請負金額が変更となった場合は、変更後の請負金額）が1,000万円以上であること。
- (2) 中野区契約事務規則（昭和39年4月1日規則第23号。以下、「規則」という。）第48条の規定に基づく前金払、規則第48条の2に基づく中間前金払又は規則第49条の規定に基づく部分払がなされている場合は、工事の進捗状況が、前金払、中間前金払又は部分払相当割合を概ね超えていること。
- (3) 次に掲げる事項に該当していないこと。
 - ① 債権譲渡承諾依頼書の提出時点が、当該工事請負契約の履行期限まで2週間に満たない場合
 - ② 受注者が工事請負契約約款第44条第1項各号又は第45条第1項各号に該当するため、債権譲渡を承諾することが不適当と認められる場合
 - ③ 一切の債権譲渡を禁止する旨の定めのある場合
 - ④ 前3号のほか、受注者の施工能力に疑義が生じているなど、債権譲渡を承諾することが不適当と認められる場合

(債権譲渡人及び債権譲受人)

第3条 区が債権譲渡を承諾する受注者（以下、「債権譲渡人」という。）は、次の条件を全て満たしていなければならない。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - ① 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者（以下、「中小企業者」という。）であること。
 - ② 中小企業者以外のものであって、かつ、当該工事の履行に関し、下請負人である

中小企業者に対する支払計画があること。

(2) 次のいずれにも該当していないこと。

- ① 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項の規定により破産手続開始の申立てをした場合
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定により更生手続開始の申立てをした場合
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定により再生手続開始の申立てをした場合
- ④ 会社法（平成17年法律第86号）第511条第1項の規定により特別清算開始の申立てをした場合
- ⑤ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- ⑥ その他債務の弁済が不可能となった場合

2 区が債権譲渡を承諾できる工事代金債権の譲受人（以下、「債権譲受人」という。）は、金融機関とし、個別に承認する。

（譲渡の対象となる工事代金債権の範囲）

第4条 譲渡の対象となる工事代金債権の額は、当該工事が完成した場合には、工事請負契約約款第32条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた既済部分に相応する請負金額から既に支払を受けた前金払、中間前金払及び部分払の金額並びに当該工事請負契約により発生する区の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、当該工事請負契約が解除された場合においては、工事請負契約約款第51条第1項の既済部分の検査に合格し、引渡しを受けた当該既済部分に相応する請負金額から前金払、中間前金払及び部分払の金額並びに当該工事請負契約により発生する区の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 債権譲渡承諾後に当該工事請負契約の内容に変更が生じ、請負金額が増額又は減額された場合の工事代金債権の額は、契約変更により増額又は減額された後の額とする。

（債権譲渡承諾事務の分掌）

第5条 債権譲渡の承諾に関する事務は、中野区総務部契約課（以下、「契約課」という。）が行う。

（債権譲渡の承諾申請）

第6条 債権譲渡人及び債権譲受人は、債権譲渡の承諾申請を行おうとする場合は、契約課に事前協議を行ったうえで、共同して下表の書類を提出するものとする。

(1)	債権譲渡承諾依頼書（第1号様式）	3部
(2)	公共工事代金債権信託契約書の写し	1部
(3)	発行日から3か月以内の債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書	各1部
(4)	工事履行報告書（第2号様式）	1部

(5)	債権譲渡人の建設工事等競争入札参加資格受付票（以下、「受付票」という。）の写し ※当該工事請負契約締結時の債権譲渡人の印が代表者印である場合又は規則第42条に定める電子契約書による場合は不要	1部
(6)	下請負人に対する支払計画書（第3号様式） ※債権譲渡人が第3条第1項第1号①に該当する場合は不要	1部
(7)	契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証契約約款等により当該保険会社又は保証会社の承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するもの ※保険又は保証契約約款等の写しを添付のうえ、該当する条項を朱線等で明示すること	1部

2 前項の規定による申請は、当該工事請負契約の履行期限の2週間前までに、債権譲渡人と債権譲受人が共同して契約課に持参して行う。ただし、共同して持参できない場合は、債権譲渡人又は債権譲受人のいずれかの委任状（第4号様式）を提出することにより、単独で提出することができる。

（債権譲渡の承諾基準）

第7条 前条により申請を受けた契約課は、次の事項について確認を行うものとする。

- (1) 申請に係る工事が、第2条の条件を満たしていること。
- (2) 債権譲渡人及び債権譲受人が、第3条の条件を満たしていること。
- (3) 債権譲渡承諾依頼書が、次の事項の全てを満たすこと。
 - ① 同じものが3通提出されていること。
 - ② 指定の様式を使用しており、必要事項の全てが記載されていること。
 - ③ 工事件名、工事場所、契約締結日、工期、請負金額、債権譲渡人の所在地、商号又は名称及び代表者職氏名が契約書と一致していること。
 - ④ 債権譲渡人が使用した印が印鑑証明書と一致していること。ただし、使用印又は代理人印を用いる場合は、当該使用印又は代理人印が受付票の同印と一致していること。
 - ⑤ 債権譲受人の所在地、名称、代表者職氏名及び使用した印が印鑑証明書と一致していること。
 - ⑥ 支払済の前金払、中間前金払及び部分払の金額に誤りがなく、申請時における債権譲渡額が、工事請負契約に基づき債権譲渡人が請求できる債権金額と一致していること。
 - ⑦ 建設共同企業体案件にあっては、建設共同企業体の名称及び代表者の所在地、商号及び代表者職氏名の記載があり、使用した印が代表者の印鑑証明書と一致していること。ただし、使用印又は代理人印を用いる場合は、当該使用印又は代理人印が受付票の同印と一致していること。
- (4) 公共工事代金債権信託契約書が次の事項の全てを満たすこと。
 - ① 債権譲渡人及び債権譲受人の記載が債権譲渡承諾依頼書と一致すること。

- ② 債権譲渡人及び債権譲受人の印影が印鑑証明書と一致すること。
 - ③ 譲渡対象債権の表現が債権譲渡承諾依頼書と一致すること。
 - ④ 建設共同企業体案件にあっては、建設共同企業体の名称及び代表者並びに建設共同企業体の構成員の所在地、商号又は名称及び代表者職氏名の記載があること。また、構成員全員が債権譲渡に合意していることが確認できること。
- (5) 発行日から3か月以内の印鑑証明書が提出されていること。
 - (6) 当該工事の進捗率が、第2条第2号に規定する割合を概ね超えていること。
 - (7) 債権譲渡人が第3条第1項第1号①に該当しない場合、下請負人に対する支払計画書において下請企業として中小企業者が存在することが確認でき、当該中小企業者に対して代金支払の予定があること。
 - (8) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証契約約款等により当該保険会社又は保証会社の承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証する次のものが提出されていること。
 - ① 承諾書の写しの内容が、役務保証特約付ではない通常の履行保証の内容であり、かつ、適正な相手方が発行したものであることを確認できること。
 - ② 区に提出済の保険又は保証証券等及び契約約款等と承諾書の記載内容が一致していること。
 - (9) 当該工事代金債権が第三者に譲渡されることについて、契約課が把握していないこと。

(債権譲渡の承諾)

第8条 契約課は、債権譲渡の承諾に係る事前協議を受けたときは、工事主管課にその旨を連絡し、工事の進捗状況等を確認するものとする。

- 2 第6条の規定により提出された申請書類を前条の承諾基準により審査し、問題がない場合は、工事主管課長の合議を得て、債権譲渡の承諾について決定し、債権譲渡整理簿(第5号様式)に必要事項を記載する。
- 3 前項の承諾決定を行ったときは、債権譲渡承諾書3部に承諾日及び当該決定に係る文書番号を記入し、公印を押印したうえ、債権譲渡人と債権譲受人に各1通を交付する。残りの債権譲渡承諾書及び第6条の規定により提出された申請書類等は、第13条の規定による工事代金の請求があるまでの間、契約課で保管する。
- 4 前項の債権譲渡承諾書への記入及び公印の押印を行った後、速やかに工事主管課及び会計室にその写しを送付するとともに、第13条第1項及び第4項による請求及び支払先に関する規定を通知する。
- 5 前4項の規定による債権譲渡の承諾及び通知手続は、第6条の規定による申請書類の提出を受けてから2週間以内に行うものとする。なお、受付から承諾までの間に、当該工事代金債権が第三者に譲渡されることについて契約課が把握した場合は、承諾手続を中止し、次条の不承諾手続を行う。

(債権譲渡の不承諾)

第9条 第7条の承諾基準を満たさない場合には、債権譲渡の承諾は行わない。

- 2 前項の場合には、工事主管課長の合議を得て、債権譲渡の不承諾について決定し、不

承諾とする理由を付した債権譲渡不承諾通知書（第6号様式）2通に公印を押印したうえで、債権譲渡人と債権譲受人に各1通を交付する。

- 3 第6条の規定により提出された申請書類等は、前項の手続後に契約課で保管する。
- 4 第2項の債権譲渡不承諾通知書への公印の押印を行った後、速やかに工事主管課にその写しを送付するとともに、当該工事の代金請求権はなおも受注者が有している旨を通知する。
- 5 前4項の規定による債権譲渡の不承諾及び通知手続は、第6条の規定による申請書類の提出を受けてから2週間以内に行うものとする。

（出来高査定）

第10条 信託契約に基づく工事の出来高査定は、債権譲受人が行うものとする。

- 2 債権譲受人は、前項の出来高査定のため工事現場への立入り等が必要である場合は、工事出来高査定協力申出書（第7号様式）を契約課に提出するものとする。
- 3 契約課は、前項の工事出来高査定協力申出書を受理したときは、当該工事代金債権が第三者に譲渡されることについて把握していないことを確認したうえで、速やかに工事主管課に送付するものとする。
- 4 債権譲受人は、工事現場に立ち入る際は、身分証明書を持参することとし、区から求められた場合は、速やかに提示するものとする。

（契約変更の場合の取扱）

第11条 債権譲渡人は、債権譲渡を承諾した後に契約変更により工事請負契約の請負金額が変更され、その結果、工事代金債権の額が変更された場合は、債権譲受人に契約変更の際に区に提出した承諾書の写しを提出するものとする。

- 2 債権譲渡人及び債権譲受人は、連署により工事代金債権計算書（契約変更用）（第8号様式）を作成のうえ、契約課に提出するものとする。
- 3 工事代金債権計算書（契約変更用）は、工事請負契約書、債権譲渡承諾依頼書及び契約変更に伴う承諾書により記載内容を確認したうえで受理する。
- 4 工事代金債権計算書（契約変更用）を受理した場合は、債権譲渡整理簿の当該工事備考欄に、受付日及び当該契約変更に伴う工事代金債権の変更後の金額を記載し、第8条第3項の書類とともに契約課で保管する。

（契約解除の場合の取扱）

第12条 債権譲渡を承諾した後に債権譲渡人の倒産その他の理由により契約が解除された場合、区は第4条第1項ただし書により算出した額を工事代金債権の額とし、債権譲受人に通知するものとする。

- 2 債権譲受人は、工事代金債権計算書（契約解除用）（第9号様式）を作成のうえ、契約課に提出するものとする。この場合において、債権譲渡人の倒産等により連署による工事代金債権計算書の作成が不可能な場合は、債権譲受人のみの記名押印でも可とする。
- 3 工事代金債権計算書（契約解除用）は、工事請負契約書、債権譲渡承諾依頼書及び契約変更に伴う承諾書等により記載内容を確認したうえで受理する。
- 4 工事代金債権計算書（契約解除用）を受理した場合は、債権譲渡整理簿の当該工事備考欄に、受付日及び当該契約解除に伴う工事代金債権の金額を記載し、第8条第3項の書類とともに契約課で保管する。

考欄に、受付日及び当該契約解除に伴う工事代金債権の変更後の金額を記載し、第8条第3項の書類とともに契約課で保管する。

（工事代金の請求）

第13条 債権譲受人は、契約書に定められた検査その他の所定の手続を経て、請負金額及び部分払の金額（以下、「請負金額等」という。）の額が確定した場合に限り、譲り受けた工事代金債権の範囲内で、区に対し支払を請求することができる。なお、債権譲渡承諾後は、債権譲渡人は区に対して請負代金等の請求をすることができない。

2 債権譲受人は、工事請負契約に基づき確定した請負金額等の支払を区に請求するときは、工事代金請求書（第10号様式）を契約課に提出するものとする。

3 前項の工事代金請求書は、第8条第3項、第11条第4項及び前条第4項の規定により契約課で保管していた書類とともに工事主管課へ送付するものとする。

4 前項の規定により工事代金請求書等の送付を受けた工事主管課は、工事代金債権の金額を確認したうえ、工事代金債権の支払先を債権譲受人に変更し、支出命令の手続を行うものとする。

（指名選定等における留意事項）

第14条 債権譲渡人が債権譲渡を申請したことをもって、入札における指名選定等において不利益な取扱をしてはならない。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日）

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日）

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和6年11月1日）

この要領は、令和6年11月1日から施行する。